

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>御意見 1</p> <p>① 3. 施策の体系</p> <p>「2 環境負荷の低減」を主張し、(1) で環境保全対策を訴えているが、2 3 区で廃プラを回収する施策が異なる区がある。分別回収して資源化して努力している区と、可燃ゴミとして回収してCO₂を多く排出している、主張に反する施策を取っている区に対して、分別回収に取り組むよう求めるべきではないですか？</p> <p>② 4. 最終処分場の延命化</p> <p>最終処分場は限界があるわけであるから廃プラと生ゴミ、紙類も資源化の為に、各区に対して分別回収に取り組むよう要請すべきではないですか？</p>	<p>① 環境負荷の低減について、廃プラの分別回収に取り組むよう求めるべき、との御意見ですが、CO₂の排出は、収集・運搬・処理・処分など、清掃事業のすべての過程において必ず発生するもので、資源化を実施する場合にも発生します。資源回収の品目については区によって若干異なりますが、それぞれの区が地域の実情に合わせてごみの減量・排出抑制効果、収集・運搬の効率性、CO₂対策、最終処分場の延命化などを総合的に判断したものと考えています。</p> <p>なお、廃プラスチックはそのまま埋め立てると、付着する食物残さが腐敗し、CO₂よりも温室効果の高いメタンガス等が発生します。廃プラスチックを焼却するとCO₂は発生しますが、焼却による熱エネルギーを回収することで発電量が増加し、電力会社でのCO₂の発生を抑制することが可能となります。</p> <p>② 最終処分量について、廃プラと生ゴミ、紙類の分別回収に取り組むよう要請すべき、との御意見ですが、現在、使用している最終処分場のその後の処分場については、2 3 区が確保する必要がありますので、現在の処分場をできる限り長く使用できるようにしていくことが、2 3 区にとって最も重要な責務です。2 3 区は最終処分場の延命化のため、一般廃棄物処理基本計画で地域の実情にあわせた様々な施策や具体的な取組目標を立て、ごみの排出抑制・減量化に取り組んでいます。</p> <p>なお、清掃一組も中間処理を通して更なる減容化、資源・エネルギー回収に取り組み、最終処分場の延命化を着実に推進していきます。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>御意見 2</p> <p>①基本計画の性格について（p・2）</p> <p>「23区、東京都、国の計画等と調和を図って」とあるが、収集、運搬、リサイクルの推進が各区、中間処理が清掃一組、最終処分が東京都（図1-1）、と役割が分断されている現状では、清掃事業に対する責任の所在が不明確であり、区民のごみ減量への意欲を削ぐ。「当分の間」ということで始まった共同処理そのものの改定が急務である。</p> <p>②前基本計画の達成状況について（p・9）</p> <p>「灰溶融処理施設の規模縮小」について、東日本大震災による電力逼迫とスラグの利用見通しを理由にしているが、そもそも灰溶融処理には技術的に問題があるとして、導入に区民が反対していたにも拘わらず、施設整備を断行したその反省が参考資料1の「検討会報告書」（p・63）で全く述べられていない。課題としている点は（4）東日本大震災の影響を除けば、各項目とも当初から危惧されていた。施策の失敗であり、多大な税金の無駄使いだった訳で「未達成」の一言で片づけず、清掃一組として区民が納得出来るような反省点をこの項で示す必要がある。</p>	<p>① 23区の清掃事業について「役割が分断されている現状では、23区の清掃事業について責任の所在が不明確」との御意見ですが、平成12年（2000年）の清掃事業移管時に、収集・運搬・資源化は各区が、ごみの中間処理及びし尿の下水道投入については清掃一組が実施し、最終処分については東京都に委託することとしています。</p> <p>このように役割が明確に分担されていることから、責任の所在も明確であると考えています。</p> <p>② 灰溶融施設の規模縮小について、区民が納得できるような反省点を示す必要があるとの御意見ですが、灰溶融施設については、平成8年、運輸省（当時）が中央防波堤外側の新海面処分場の埋立免許交付に当たり、灰溶融施設の導入などで延命化を図るよう指導し、厚生省（当時）も焼却炉の整備に対する国庫補助について、ダイオキシン類対策の重要性から、灰溶融固化設備の付設を条件としました。これを受け、東京都は平成9年、一般廃棄物処理基本計画の中で、焼却灰の全量溶融に向けた施設を整備する方針を策定し、平成12年の清掃事業移管に際し、清掃一組は東京都の計画を継承しました。その後、当組合は平成19年度までに計画どおり7施設の整備を完了させました。</p> <p>しかしながら、焼却灰の溶融処理については、電力や都市ガスなどを大量に使い、高温で処理することから、コスト、CO₂排出、スラグ利用などに課題がありました。これらの課題に対して、「溶融処理技術検討委員会（平成20年）」を設け、溶融処理技術の経済性の向上、溶融処理物の資源化の促進などを調査・検討し、改善に向けた取組を進めてきましたが、東日本</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
	<p>大震災の影響による電力需給ひっ迫、放射能問題が発生したことから、平成24年9月に費用便益比、最終処分場の延命化、電力需給ひっ迫対応等について評価・検討し、操業規模を7施設から2施設に縮小することとしました。</p> <p>この間、国はダイオキシン対策が進展したことや温暖化対策が最重要課題となったことから、熔融施設の設置を国庫補助要件から除外し、更に、熔融施設を廃止しても補助金の返還を求めないこととするなど方針を大きく転換しています。</p> <p>このように灰熔融処理施設の規模縮小は、社会情勢の変化に適切に対応してきたものと考えています。</p> <p>なお、灰熔融処理の見直しに伴い、主灰の最終処分量が増加することから、原案では、主灰のセメント原料化に取り組むこととしています。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>③計画的な施設整備の推進について（p・12）</p> <p>「ごみ処理施設の公平負担」という概念が全く欠落している。現行の整備計画では、清掃工場は一度建設地が決まったが最後、その地で建て替えが続けられるわけで、周辺住民は半永久的に被害を被ることになる。まず、中間処理施設の規模縮小をめざし、その上で「地域バランス」を考慮するならば、金銭による不公平の解消ではなく、施設の配置を根本的に見直し、必要があれば新たな建設地を確保するなどして、本基本計画の整備スケジュールに含まれる豊島工場（建て替え）、渋谷工場（延命化？）など、劣悪な環境にある施設は廃炉にすべきである。</p> <p>④原案の作成について</p> <p>全69ページの原案作成について、改定検討委員会及びワーキンググループの委員がどのような発言をし、だれが責任をもって文書化したのか、その詳細を議事録も含めて参考資料として公表してほしい。</p> <p>23区の担当者が原案にある内容を、各区の「一般廃棄物処理基本計画」に応じて提案したのか、それとも清掃一組の作成した文書の説明を受け、承諾しただけなのかという経緯は、「基本計画の性格について（p・2）」で述べたように、だれが東京都23区の清掃事業に責任をもつのかという共同処理の問題点を示し、今後のあり方の参考となるだろう。</p>	<p>③ 計画的な施設整備の推進について「ごみ処理施設の公平負担という概念が全く欠落している」との御意見ですが、原案では、既存施設の建替えや延命化をすることにより、計画期間内については、安定したごみ処理が可能となりました。</p> <p>建替えに当たっては、23区内には新たな用地を確保することは極めて困難であることから、現有地での建替えとならざるを得ないと考えていますが、地域に配慮したより良い施設となるよう、周辺住民の方々の御理解を得ながら、建設計画策定段階から運営協議会等で説明していきます。</p> <p>施設規模については、今後、原案以上に大幅なごみ減量が達成され、長期にわたり焼却能力に余裕が生じる場合には、計画改定時に縮小などを検討することも可能になると考えています。</p> <p>なお、原案では豊島、渋谷清掃工場は、23区の安定したごみ処理のために必要な施設であり、廃止する予定はありません。</p> <p>④ 原案作成についての御意見ですが、検討委員会での資料及び会議要旨については、清掃一組ホームページで公表しています。</p> <p>原案は、延べ8回にわたる検討委員会での検討を踏まえ、清掃一組が作成した原案（案）について、検討委員会委員や23区の意見等により修正を行い、取りまとめたものであり、清掃一組の経営委員会、評議会及び議会で報告し、確認・了承していただいた上でパブリックコメントにおいて公表しています。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>御意見3</p> <p>①区側と「調和」と言っているが 具体的対応が何も説明されていない。 「中間報告」の基本的考え方の（6）項に「23区の一般廃棄物処理基本計画の内容を充分把握した上で改定する」（2頁）と書かれています。一方「概要」では、「国、都、23区の計画との調和を図り策定する」と「内容を把握したうえで改定する」が「調和を図り策定する」とあいまいにしています。「とことん」の資料では より曖昧になり、23区と一組および都は「提携」としか書かれていません。</p> <p>「中間報告」には「23区の計画の内容を充分把握して改定する」としているのに、（職員A、B）の質問への回答も とことん討論会での（職員C）の説明も 2回の説明会の意見交換会でも、23区の計画の内容を“充分把握”していなかった、出来なかった して来なかったが為に 私には以下のような はぐらかした お答えしか出来なかったのだらうと思います。</p> <p>私は「概要」の「調和」に基づき再度 （職員A、B）に質問させて頂きましたが、今回「中間報告」を読み、一組は23区民に この内容の説明に対して その責任を曖昧にする表現をしていることに気付きました。</p> <p>私は5回の学習会を経て、「基本計画」は廃掃法6条（一般廃棄物処理計画）に則り策定する必要があるのに、一組はこれに抵触する措置を取っている恐れが強いことを知りました。</p> <p>廃掃法6条に則ると「ごみ・し尿の収集・運搬を担う」23区は6条の2の一～四項に従い、「一般廃棄物の発生量及び処理の見込み」（一項）と、「一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」（二項）を策定する役割を担うこととなります。それで23区は一項にいう「基本計画」と二項にいう</p>	<p>① 「区側と「調和」と言っているが 具体的対応が何も説明されていない。」また、「23区と充分話し合い ごみ量予測の食い違いを「調和」された基本計画にされることを強くお願いします。」との御意見ですが、清掃一組の一般廃棄物処理基本計画は、23区の分別収集区分に沿って排出されるごみを中間処理するための施設と処理能力を確保したうえで、各区の収集・運搬にも配慮したものとしています。</p> <p>また、最終処分場の延命化についても、清掃一組に課せられた役割に対し、最大限の取組を実施するなど、23区の清掃事業と十分調和したものとしています。</p> <p>「ごみ量予測の食い違い」に関しては、多くの区が一般廃棄物処理基本計画に記載しているごみ量は、様々な取組によって達成される、または達成すべき「目標値」であると考えています。一方、清掃一組のごみ量は排出されるごみを確実に処理する責任を果たすという観点から、各区が実施した様々な施策の結果が反映されたごみ量実績値を踏まえて推計した「予測値」であり、各区の目標値とは性格が異なるものであると考えています。</p> <p>このようなことから清掃一組の「予測値」については、23区委員を含めて構成される検討委員会での検討を経て、23区にも報告しています。これらの経過や資料については、清掃一組ホームページにおいて公開しています。</p> <p>なお、廃棄物処理法第6条に抵触、一人あたりの排出量の食い違い、23区と一組の役割分担などの御意見については、以下のとおりです。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>「減量計画」の2つの計画を策定していると理解しました。</p> <p>一方「ごみ・し尿の中間処理を担う」一組は、法第6条の五項「一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項」に則った基本計画を策定することになります。即ち23区から持ち込まれたごみの中間処理計画を策定する役割を担うことになるので、一組の基本計画では「中間処理計画」に該当する第6章「清掃工場の施設整備計画」が最重要事項に位置づけられ、(職員A、B、C)も強調しておられました。</p> <p>その際、施設規模を精度よく決める必要があるので、第5章では「ごみ量予測」をしています。この予測に基づくと施設が適正規模になり基本方針(4)を満たすからだと思います。</p> <p>ところが廃掃法によると「ごみ量予測」は一組でなく23区の基本的役割であるから、一組がこの予測をする場合「23区の計画の内容を充分把握した」上で23区と必要十分な検討を行い区側の計画との「調和」を図る必要があると思います。ところが私は「中間報告」や(職員A、B、C)の説明では「調和」が図られていないのでは?という疑問を持ったので以下の2つの質問を(職員A、B)に再度しました。</p> <p>1) 一組と練馬区の一人あたりの排出量の食い違い</p> <p>私は練馬区の平成32年度の収集ごみ量が470g/人・日になっているのに対し、一組の(職員C)は同年度のそれが609g/人・日となっていると言われたので、「調和」が取れていない疑いがあると思いました。それで(職員A、B)にこれに関する質問をしました。ところが(職員A、B)は、一組が609gにした根拠は答えになりましたが、練馬区の470gとの食い違いをどのように「調和」させた結果なのかについては全くお答えになっていません。また他の22区が策定した32年度の値とも食い違っている恐れは充分あると思いますが、これらとどのように「調和」を図られたのかも お答えになってい</p>	<p>「廃掃法6条（一般廃棄物処理計画）に則り策定する必要があるのに、一組はこれに抵触する措置を取っている恐れが強い」との御意見ですが、廃棄物処理法第6条では、市町村は当該区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされています。23区における清掃事業は、23区、清掃一組が役割を分担して実施していることから、それぞれの役割において計画を策定する必要があると考えており、清掃一組は、ごみの中間処理を23区全域で共同処理するために必要な事項を計画として定めています。なお、廃棄物処理法に基づき、一般廃棄物処理基本計画に定める内容は、以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項 <p>「1) 一組と練馬区の一人あたりの排出量の食い違い」において「練馬区の平成32年度の収集ごみ量が470g/人・日になっているのに対し、一組の(職員C)は同年度のそれが609g/人・日となっていると言われたので、「調和」が取れていない疑いがあると思いました。」との御意見ですが、国の循環型社会形成推進基本計画では、一般廃棄物の減量化について、取組指標及び数値目標を定めています。第三次計画（平成25年5月）における取組指標及び数値目標は以下のとおりです。</p> <p>ア 1人1日当たりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量）を平成32年度において、平成12年度比で約25%減とすることを目標とする。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>ません。</p> <p>私の住む豊島区の18年度の家庭ごみの予測量は787g、40年度は436gですから、この間比例的に減らすとすると途中の32年度では564gになり、やはり609gよりも45g少なくなっています。2014年6月の減量目標を各区のHPから抜粋し、(個人名)が一覧にされブログに載せておられます。23区民は家庭ごみを中心ですが足元からの減量に向けての努力をしています。しかし、清掃一部事務組合は独自の処理計画の策定を進めています。今後はまず、各区とのごみ処理計画の調整が出来るような算定方法等の手法を検討し、それに基づいて作成すべきです。</p> <p>2) 23区と一組の役割分担</p> <p>23区は廃掃法6条により基本計画と減量計画を策定する際、排出量予測と減量予測をきちんとすることが求められます。ところが(職員A、B)は5月27日の回答では目標年度が各区によって違っていたり、予測精度に問題があるので、一組はこれらの値を使わず別に予測したと述べるだけで、この違いをどのように「調和」させたのか、全くお答えになっていませんでした。</p> <p>私は一組が「ごみ量予測」をされることは問題がないと思いますが、23区の「ごみ量予測」に問題があるからと言って「調和」を図らないのは、廃掃法6条に抵触することになり、23区の努力を無にすることになるので、廃掃法6条にいう役割分担を尊重して欲しいと思い以下の質問をしました。</p> <p>『23区と一組の役割分担に従い、23区は収集運搬に関する基本計画と減量計画を策定する。一組はこれを受けて、23区との食い違いや問題点の有無を検討し、各区に修正してもらった結果を受けて搬入基本計画を立てるのが正当な役割分担だと思います。中間報告はこの原則に基づいた基本計画になってないと思います。』と。</p> <p>それに対する(職員A、B)のお答えは、廃掃法では一部事務組合も市町</p>	<p>イ 1人1日当たりの家庭ごみ排出量(集団回収量、資源ごみ等を除いた)を平成32年度において、平成12年度比で約25%減とすることを目標とする。</p> <p>ウ 事業系ごみの「総量」について平成32年度において、平成12年度比で約35%減とすることを目標とする。</p> <p>清掃一組が示した609g/人・日は、上記イに該当します。これは区収集ごみ量を家庭ごみとして、平成12年度の区収集ごみ量の総量(実績)を23区の人口で除して算出した812g/人・日から、循環型社会形成推進基本計画の平成32年度目標25%減とした場合の一人当たりの平均排出量を609g/人・日と算出したものです。609g/人・日は、清掃一組のごみ量予測における一人当たりの原単位ではありません。</p> <p>練馬区の平成32年度470g/人・日は練馬区民一人当たり平均のもので、練馬区が設定した数値(目標値)です。</p> <p>なお、平成25年度の23区における区収集ごみの一人当たり平均排出量は、区の減量施策の推進や区民や事業者の方々の努力により565g/人・日と国の平成32年度目標(平成12年度比約25%減(609g/人・日))を達成しています。</p> <p>「2) 23区と一組の役割分担」の中で「予測精度に問題があるので、一組はこれらの値を使わず別に予測した」との御意見ですが、予測精度に問題があるとは、説明していません。各区の一般廃棄物処理基本計画では、清掃一組の計画最終年度である平成41年度までの予測(目標)がないこと、区収集ごみの予測(目標)はあるが、持込ごみ量の予測(目標)がない区があるなど、清掃一組で実施するごみ量予測の基礎データとして使用することが困難であることなどを説明しました。</p> <p>なお、区の目標値と清掃一組の予測値については、本意見に対する当組</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>村に含まれるので廃掃法第6条の一項に基づく基本計画（具体的にはごみ量予測）を策定してもよい。ただし「計画内容に齟齬が生じないように各事業主体との相互調整を行うこととされています。」との回答で、「各事業主体」（23区のことだと思います）との相互調整（調和を図ることだと思います）を行った経過や結果は全く答えておりません。単に『計画改定検討委員会には23区の清掃主管部・課長が委員として参画しています。』と言うだけで、私が尋ねた一組のごみ量予測値と23区が各々したはずの各区分のごみ量予測の食い違いの有無や その程度、その違いの「調和」方法には何も答えて頂いていません。</p> <p>結局 1) 項および2) 項の回答も、基本方針の6項「23区の一般廃棄物処理基本計画の内容を充分把握した上で改訂する」ことを怠った「中間報告」であることを示していると思います。最終報告では6項の精神を活かし、23区と充分話し合い ごみ量予測の食い違いを「調和」された基本計画にされることを強くお願いします。</p>	<p>合の考え方の①で説明したとおりです。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>②事業系ごみの各区別の搬入実態について</p> <p>中間報告では、23区に収集責任があるとされる事業系ごみの搬入実態については区別のデータ整理がなされず、全て都時代の整理のまま都全体のデータしか掲載されていません。</p> <p>私はこれでは23区毎の事業系ごみの実態は把握しがたく、減量計画も排出量予測も精度よく立てがたいと思ったので、(職員A、B)に「区別に整理できるように整理のし方は工夫していますか?」と尋ねました。</p> <p>ところが回答は「事業系の一廃の収集責任の全てが市町村にあるわけではない」とか「許可業者が継続して持ち込んでいるものについては複数の区で収集したものを含むため、区別の正確な重量を把握することは出来ません。」という素っ気ない回答でした。</p> <p>市町村で構成される一部事務組合では、各市町村別に事業系ごみの収集許可を与えるなどの施策を実施することで一定の収集責任を果たし、各市町村別に整理された事業系ごみ量を把握しています。それで、事務組合側は、構成市町村とは別に将来予測をする必要は無く、その予測値の精度だけをチェックする役割を担うことになるわけです。</p> <p>構成市町村別に家庭系ごみ量と事業系ごみ量を精度よく予想することは、一定の収集責任を果たすだけでなく、一般市民及び事業者に対しても施設建設費と運営費を公平に分担していることを示す重要論拠にするための必須要件です。搬入ごみ量に比例させて分担金を負担することが主要原則になっているからです。</p> <p>ところが一組では結成以来14年も経つのに未だにこの整理をしていないと言うのです。これでは23区が努力して事業系ごみの減量施策を立て事業者にも努力させてもその成果を測定することは出来ないことは明らかです。しかし、一方で許可業者が複数の区で収集したものを持ち込む実態は容易</p>	<p>② 「最終報告では、この（事業系ごみの）抑制策について記述されることを強く要望します。」との御意見ですが、ごみの排出抑制については23区の役割になります。各区では、一般廃棄物処理基本計画において様々な施策や具体的な取組目標を立て、ごみの排出抑制・減量化に取り組んでおり、排出事業者に対しては事業用大規模建築物における再利用計画書などを基に排出指導を実施しています。清掃一組は、清掃工場等へ搬入されるごみについて、受入基準に基づき搬入物検査を行い、適正搬入に努めています。</p> <p>なお、事業系ごみのデータ整理、減量や再利用に有効な支援策を策定の御意見については以下のとおりです。</p> <p>「事業系ごみの搬入実態について区別のデータ整理がなされていない」との御意見ですが、排出事業者が自ら持ち込んだものと許可業者が持ち込んだものについては、清掃工場において計量しているので、データについては清掃事業年報に記載されています。</p> <p>ただし、区が収集した事業系ごみは家庭ごみと一緒に収集しているため、正確な量は分かりません。区が収集している事業系ごみは、少量で、自分で処理することが困難な場合は有料ごみ処理券を貼付することで、区の収集場所にごみを出すことができます。この事業系ごみと家庭から排出されるごみを別々に収集できればそれぞれの収集量を把握することができますが、ごみの集積スペースの点や公衆衛生の点から、排出されたごみを速やかに収集することが必要となるなど、事業系ごみと家庭から排出されるごみを分けて収集を行っている区はありません。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>に改革できませんから、私は「区別に整理できるように整理のし方は工夫していますか？」と尋ね 一組がどんな工夫をして区の努力に応えるつもりなのかをお聞きしたかったのです。</p> <p>（職員A、B）のお答えのように23区は『大規模事業者については「再利用計画書制度」に基づき』再利用計画書を区に提出させているはずですから、このデータを入手することにより、何もしない現在よりも精度のよい整理はできると思います。どこの区が努力しているか把握していませんが「大規模事業者」の選別基準を厳しくし より小規模のビル等にも再利用計画書を出させていけば、把握していない区よりも精度よく予想ができると思います。</p> <p>また他市では許可業者が契約している事業者の名簿を出させ ごみ量や種類を把握しようとしています。恐らく都時代からこの名簿による許可業者の管理を行っていたと思いますが、このデータを利用することによっても 現在より精度が上がるデータを把握できると思います。</p> <p>このような努力をしないから、（職員A、B）は『事業系ごみについては経済活動と密接に関わっており、実際、持ち込みごみについては（中略）平成24年度以降は増加に転じています。』と他人事のような回答をするのだと思います。経済活動と密接に関わっている事業系ごみであっても、再利用を促し可燃ごみを減量させるために「再利用計画書」を提出させているのですから、“増加に転じること”があるのなら一組として区別の量を把握できる体制を早急に作り、増加した区を把握し、今回の改定にあたっては減量や再利用に有効な支援策を策定するのが一組の役割だと思います。</p> <p>名古屋市では事業系ごみ中のプラスチックは 廃掃法では産廃に該当するという定義を活用して 清掃施設へ受け入れないことで、増加を抑制していることなどはご存じのはずです。 また、再利用計画の中心になるのは紙ご</p>	<p>「事業系ごみが、（中略）“増加に転じること”があるのなら一組として区別の量を把握できる体制を早急に作り、増加した区を把握し、今回の改定にあたっては減量や再利用に有効な支援策を策定するのが一組の役割だと思います。」、また「三種類のごみ（紙ごみ、プラスチック、生ごみ）の抑制策を基本計画に盛り込まないのは怠慢極まる」との御意見ですが、基本的に事業者への排出指導は事業用大規模建築物における再利用計画書などに基づき23区が行っています。</p> <p>また、清掃一組の事業系ごみ量の予測では、大規模事業所については、各区の「事業用大規模建築物における再利用計画書」、中・小規模事業所については、清掃一組が実施する「ごみ排出原単位等実態調査」の結果を用いています。特に、中・小規模事業所において資源化率の低い品目である「雑紙」や「厨芥」などの資源化率については向上すると見込んでいます。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>みですから、これも正確に書かせる努力をすることにより 増加を抑制することも当然ご存知と思います。</p> <p>さらに 生ごみリサイクル法により、年間 100 t 以上排出する事業者はリサイクルする義務を事実上課せられていますから、この実態を調べたり、2 3 区と「調和」して有効な抑制策を立てることにより増加を抑制することが出来ることも十分にご存知と思います。</p> <p>事業系ごみで多いのは「紙ごみ」、「プラスチック」、「生ごみ」であることもご存知の一组が、これらの実態を何も記述せず、単に「事業系ごみは経済活動と密接に関わっている」と言うだけで、これら三種類のごみの抑制策を基本計画に盛り込まないのは怠慢極まると思います。最終報告では、この抑制策について記述されることを強く要望します。</p>	

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>③違法ごみ搬入防止策について</p> <p>一組では水銀含有ごみが搬入されているのに 排出元が未だに特定できず 排出者責任を問うことが出来ず、基本的問題解決が出来ぬまま 廃プラスチックの混焼以後 何年にもわたり 何回も清掃工場が止まっているので「中間報告」ではどう書かれているか調べました。すると「概要」3項の1で(3)「不適正搬入防止対策」を行うと書いてあるだけです。大阪市では「全工場毎日抜き打ち的に事業系ごみの展開検査を実施し、違反搬入業者や排出先に厳しい指導を行っている」ことを示し、もっと具体的な施策が見える書き方にすべきであると（職員A、B）に申し上げました。ところが（職員A、B）は5月の回答では「取り組みの詳細については、現在、検討しているところ。」と回答するだけで、検討する際の基本方針は全く回答されませんでした。それで再度お尋ねすると10月には少し前進し、基本計画（原案）では次のようなことを書くつもりであるとの回答を頂きました。でもこれは具体的施策ではなく 精神的原則論だけになっています。</p> <p>一つ目は『23区と連携した一斉搬入物検査を徹底して実施する』という回答です。</p> <p>23区と どのような手法で「連携」し、どのような「一斉検査」を、どのような施策で「徹底」するのかについて より具体的な「連携」基本策を記述すべきです。</p> <p>二つ目は『悪質な不適正搬入者への指導を強化すると共に、不利益処分の実施など、条例、規則の整備について検討を行う』という回答です。これも「悪質性」の判定基準、指導主体は一組か、23区なのか、条例・規則のどの条項をどう改定するのかを明確化しないと 基本方針には値しません。基本方針とは進むべき基本的な方向を示すものだからです。</p> <p>このような具体的内容のない基本方針しか示さず、これまでには違法ごみ</p>	<p>③ 違法ごみ搬入防止策について「有効な基本方針を書き込むべき」との御意見ですが、23区と連携した一斉搬入物検査については、原案のP12に記載のとおり、より効果的な検査のあり方について、今後も23区と協議し、実施していきます。</p> <p>また、清掃一組の処理施設が独自に実施している搬入物検査や、ほぼ毎日いずれかの清掃一組の処理施設で実施している外部委託による搬入物検査についても、より効果的、効率的な実施方法を検討していきます。</p> <p>なお、悪質な不適正搬入者に対する不利益処分を実施する場合は23区と協議の上、清掃一組が実施することになります。今後、行政手続法の規定に沿って、処分基準、処分手続等について条例、規則の整備を検討していきます。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>の有効な搬入防止策を殆ど試みることなく、形だけの搬入指導を繰り返しているから 根本的問題解決に到らないのだと思います。現在の策では、なぜ実効性が上がらないのかを反省した上で、「展開検査頻度をあげていく」とかの有効な基本方針を書き込むべきだと思います。</p>	

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>④パプコメ提出への思い</p> <p>脱焼却 脱埋め立て 脱塩素の運動を30年以上続け 23区内の廃棄物関連の 各種の説明会 運動に参加し 積極的に発言している真面目な多くの高齢女性達は、次世代社会の「いのち・健康・安心な幸せな暮らし」に対し憂えを覚え 一組の職員の方々に訴えます。</p> <p>各区の課長会 部長会 区長は中間処理を委託している一組の計画に対して各区の住民の環境保全 ごみ循環への日々の努力を尊重し 主体性と使命を主張する事を各区の区民は期待しています。現在の区議会議長からなる一組議会の無責任な現状は良く見て知っています。各区の次世代に責任と使命を強く感じている区民 特に女性達は中間処理を一組の共同処理に際限なく一任し 責任体制不備のまま 中間処理を焼却に限定し 工場建設削減計画の将来見通しもないままの現状の前途を憂えています。特に事業系ごみに関しての関心を各区が強く持ち 資源ごみの焼却を禁止する方向の政治的決断の発議を誰がするのか、真剣に見守っています。</p> <p>区民の税金の使い道の政治的責任を 今こそ23区全体で自覚し真剣に取り組まねば、今後 少子高齢化による区予算の減収が見込まれる中 廃棄物の中間処理費、工場建設費、維持管理費に莫大な区民の拠出金が使われると 区民の暮らし・いのち 暮らしを守るための基本的財政が成り立たなくなるのです。 持ち込み料金の算定などからも 税金の適正な使い方の検討を 区長はじめ各区の議員たちに積極的に啓発する役割を一組に期待しています。</p> <p>一組は各区の拠出金で運営されているのです。一組職員はそのお金から給料を貰い仕事をし 暮らしているのです。一組の仕事を 上からの他人目線でなく、自区内処理の原則特別区制度改革の各区の民主的理念の原則を尊重し、後世に恥じない廃棄物処理計画を立てて下さい。特に焼却工場の削減に向け 紙ごみ・生ごみの焼却禁止に向けた転換への勇気ある職員のミッション パッション アクションを強く期待しています。</p>	<p>④ 23区の清掃行政への参考として承りました。当組合としても、区民の皆様への御理解と信頼を得られるよう、安全で安定した清掃工場等の効率的な運営に努めていきます。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>御意見4</p> <p>23区と連携したごみ減量積極策が不可欠である （ごみ減量は23区全体で、清掃一組も共に考えねば）</p> <p>これまでは清掃工場は、煙突からの微小粒子状物質（PM2.5）などの有害物質や清掃車両の搬出入からくる排気ガスなど長期にわたって周辺住民の生活環境に大きな負担を与えてきました。建替えに臨んでは、他に清掃工場立地を求めることが困難なら、少しでも環境負荷軽減につながる清掃工場の縮小化やコンパクト化、リサイクルの推進などのごみ減量化は必須課題と言えましょう。</p> <p>2000年に東京都から23区に清掃事業が移管されたわけですが、23区のごみ処理の「収集・運搬、リサイクル」は23区が、「ごみの焼却処理」は清掃一組への委託と「役割分担」という名目で、実質的に分断されているのが現状です。ごみの焼却処理は清掃一組の下で23区が共に連携して行うと一元化するのに、リサイクルなどのごみの減量策では、例えば容器包装ごみのように、容器包装リサイクル法でリサイクルする区としない区が半々と異なり、一般廃棄物処理事業計画にしても、基準年や目標年などが各区ばらばらというのは大きな矛盾です。</p> <p>本気でごみを減らし、前述した環境保全の視点や持続可能な社会の実現を目指すには23区が一丸となってごみ減量化に向けて取り組み、清掃一組とも連携して考え、実行することが不可欠です。</p> <p>清掃一組の役割を焼却処理にだけに絞るのではなく、再資源化を含めた中間処理とすべきです。</p>	<p>（ごみ減量は23区全体で、清掃一組も共に考えねば）についてですが、23区と清掃一組は役割を分担して清掃事業を行っています。各区では、一般廃棄物処理基本計画において、様々な施策や具体的な取組目標を立て、ごみの排出抑制・減量化に取り組んでいます。清掃一組では、それでも排出される廃棄物について中間処理過程での減容化、資源・エネルギー回収などに取り組んでいます。</p> <p>このように、ごみの減量に向けた23区の役割と中間処理に係る清掃一組の役割とを連携しながら、それぞれが責任を持って取り組むことにより、持続可能な社会が実現されるものと考えています。</p> <p>なお、清掃工場の煙突からの微小粒子状物質（PM2.5）については測定をしていませんが、「東京都微小粒子状物質検討会報告書（平成23年）」では、東京都の大気環境中PM2.5の発生源別寄与割合は、清掃工場や民間の工場を含む都内の大規模固定源については0.6%となっています。また、同報告書では、平成12年度に実施した調査結果と比較すると清掃工場については、1/10程度まで大きく低減しているとされています。この間、清掃一組は最新の排ガス処理設備の導入や、排ガスの自己規制値の設定と遵守など、地域環境に配慮してきましたが、今後も、できる限りの取組をしていきます。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>（過大な施設は禍根を残す）</p> <p>今回の「一般廃棄物処理基本計画（原案）」（以後、「計画」と言う）には、清掃工場立地周辺住民への配慮が感じられません。また、基本計画の根幹ともいうべき今後のごみ量予測が過大ではないかとの懸念があります。わが国は2020年をピークに人口減少社会へ突入します。あわせて、少子高齢化が進むなか、生産年齢人口（15～64歳）も減少に転じ、それは財政縮小に直結します。当然、ごみ量もこの人口減に応じて減っていくはずですが、しかしながらこの計画は、ごみ量とごみ処理量（ページ16-17）がほとんど減らないという推計値であり、疑問です。</p> <p>ごみ量の過大推計値に基づく清掃工場は、焼却能力からも過大施設になり、初期建設コストも増大します。大きな施設は、その分メンテナンス費用がかさみ、後年の負担も大きくなります。今、全国的に社会資本の長寿命化と老朽化対策が大きな課題になっています。これから作られる施設は、長寿命化を念頭に建設されるはずですが、その分、老朽化対策での長期修繕計画など後年度の負担が大きくなるので、人口減少を考慮に入れた無理のない財政計画が必要なのです。</p> <p>排出されたごみの全量処理が清掃一組の任務とはいえ、過大な施設は後の世代に大きな禍根を残すことになります。徹底的なごみ減量対策を実行しつつ、最低限な焼却施設の維持をすることが必要なのです。従って、ごみをいかに減量するかということとごみ処理をどうするかは連動して考えることが不可欠なのです。</p>	<p>（過大な施設は禍根を残す）については、我が国は平成20年（2008年）から人口減少に入ったとされています。</p> <p>一方、23区における人口予測は、東京都の「東京都の人口（推計）」によると、2014年（平成26年）の推計値は9,143,041人であり、「東京都市区町村別人口の予測（平成24年3月）」ではその後も増加を続け、2020年（平成32年）に9,161,781人とピークを迎えた後、徐々に減少し、2030年（平成42年）は9,054,897人と予測しており、平成26年と平成42年とを比較すると約1%減と、23区における人口はあまり減少しない予測となっています。</p> <p>したがって、家庭ごみはわずかな減少に留まると予測しています。</p> <p>また、事業系ごみについては、経済成長は続くものの、ごみの発生抑制・排出抑制も進むことから、わずかに減少すると予測しました。</p> <p>このように予測したごみ量を踏まえて策定した清掃工場の施設整備計画では、従前の建替えのみによる整備では、平成30年代中盤以降に建替工事が集中することに加え、他の清掃工場の老朽化の進行による年間稼働日数の減少もあって焼却能力が不足するため、一部の清掃工場に延命化を導入することとしました。その結果、計画期間の焼却能力が確保できましたので、原案において焼却能力が過大であるとは考えていません。</p> <p>なお、清掃工場の長寿命化については、ある時期に一定程度の大規模な投資をし、設備・機器を更新することで施設全体の建替え時期を延伸しようとするものです。施設建替えの周期が長期化されることからライフサイクルコストの低減が図られることとなり、長期的には財政負担も軽減することができるものです。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>（ごみ減量化に向けた積極策が必要）</p> <p>しかしながら、「清掃一組はごみの焼却処理が仕事」ということか、この計画にはごみ減量化に向けた言及がまったくといっていいほどありません。</p> <p>今後ますます23区は一丸となって、容器包装プラのリサイクルも含め、ごみ減量化に向けた対策をとることが必要です。ともすると、ごみ減量化とリサイクル推進を進める自治体は財政負担が多くなるという実態があります。この仕組みを改めて、例えば事業系の持ち込みごみも含めて、各区の人口に応じた減量化とリサイクル推進に成果をあげた区に何らかの財政優遇策が講じられるような財政誘導策の検討なども必要です。</p> <p>23区が一体となった事業系ごみと家庭ごみの減量化に向けた取り組みを進めることは、清掃工場のコンパクト化のみならず、最終処分場の延命化にもつながります。従って、この一般廃棄物処理基本計画は、ごみ減量化へ向けた積極策も含め、子や孫の世代、未来に向けた持続可能な社会と環境保全につながる内容に変える必要があると考えます。</p>	<p>（ごみ減量化に向けた積極策が必要）において「この計画にはごみ減量化に向けた言及が全くない」また、「未来に向けた持続可能な社会と環境保全につながる内容に変える必要がある」との御意見については、前述のとおり、23区と清掃一組は役割を分担して清掃事業を行っています。各区では、一般廃棄物処理基本計画において、様々な施策と取組目標を立て、ごみの排出抑制・減量化に取り組んでいます。清掃一組では、それでも排出される廃棄物について、目標である循環型ごみ処理システムの推進に向けて、安定的で効率的処理を第一としながら、環境負荷の低減、地球温暖化防止対策の推進、最終処分場の延命化、災害対策の強化など、清掃一組の役割の中で可能な限りの取組を進めることとしています。</p> <p>このように、ごみの減量に向けた23区の役割と中間処理に係る清掃一組の役割とを連携しながら、それぞれが責任を持って取り組むことにより、持続可能な社会が実現されるものと考えています。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>御意見 5</p> <p>1. 安定稼働の確保について（P11）</p> <p>平成 25 年度は、清掃工場の故障による長期間の休炉では、焼却炉本体設備以外にボイラ設備や灰処理設備などの故障も多かった。毎年、多額の費用と日数をかけて定期点検や中間点検を実施しているにもかかわらず、こうも故障による休炉が多いのは、経年劣化による老朽化というだけでは納得がいかない。故障による長期間休炉にならないように、定期点検等で十分なチェックや補修ができていないということか。可能な限り、故障による長期間休炉をなくすための対応が必要におもう。</p> <p>2. 不適正搬入防止対策について（P12）</p> <p>2 3 区と東京都と連携して「水銀含有ごみの処理施設への搬入防止対策を検討する」となっているが、清掃工場への搬入防止だけではなく、「水銀含有ごみ」は危険ごみとして別途回収する仕組みづくりなど、不燃ごみとしての受け入れも阻止可能な施策を検討してほしい。</p>	<p>1. 安定稼働の確保に関して、「故障による休炉が多い」との御意見ですが、直近 5 か年の全清掃工場の故障件数は 61～65 件であり、平成 25 年度は 62 件と平均的な件数でした。この内、休炉に至った件数は 42～59 件ですが、平成 25 年度は 42 件と直近 5 か年では、もっとも少なくなりました。</p> <p>故障件数は増加傾向にはありませんが、老朽化の進行により定期点検補修工事の規模が大きくなり、計画停止期間が長くなっている傾向があります。</p> <p>引き続き、計画的に補修工事を実施するとともに、延命化工事も取り入れながら、突発的な故障の未然防止と安定した施設稼働に努めていきます。</p> <p>2. 水銀含有ごみの不燃ごみとしての受入れを阻止可能な施策を検討してほしいとの御意見ですが、現在、家庭から排出される水銀含有製品の一部は不燃ごみとして、不燃ごみ処理センターへ搬入されています。原案では埋立処分量削減のために、破碎処理後の可燃性処理残さ（その他ごみ）の焼却に取り組みますが、その他ごみを安全に焼却するためには、可燃ごみと同様に排出側の対応が最も有効と考えています。</p> <p>現在、国は「水銀に関する水俣条約」の早期発効を目指し、条約締結に向けた水銀対策の検討を進めています。水銀含有ごみの搬入防止については、国の検討結果を踏まえて、東京都や 2 3 区と連携して適切に対応していきます。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>3. 焼却灰の資源化について（P13）</p> <p>最終処分場の延命化は重要なことだと思うが、「主灰のセメント原料化」への取り組みは慎重に検討してほしい。過去の、熔融処理技術検討委員会の議論の中では、清掃一組としてのふさわしい処理として、焼成、キルン、セメント原料化等は、熔融処理とは比較対象にもならないという扱いであった。もちろん、その当時は、熔融処理を存続させるための検討委員会だったので当然の成り行きだったのだろう。しかし、今になって、セメント原料化は、処理技術として確立しているので心配ないといわれても、様々な不安は残る。外部に処理を委託する場合、輸送による環境負荷、委託施設の環境面、安全な運営など、可能な限り環境負荷の低減となる施設を選んでほしい。</p>	<p>3. 主灰のセメント原料化への取り組みは慎重に検討してほしいとの御意見ですが、主灰は、セメント原料である粘土の代替として、普通ポルトランドセメントとして製品化されます。主灰中のダイオキシン類は、セメント製造過程において高温で分解されます。重金属も、同様の製造過程で安定化されます。</p> <p>製品はJ I S規格を満たすことを確認したのち、建築資材として一般に流通しています。</p> <p>清掃一組では、主灰のセメント原料化について、受入れ先企業や地元自治体と協議しながら、平成25年度から実証確認を実施しています。実証確認では、セメント工場への運搬の安全性や、当組合の主灰がセメント工場で確実に資源化されることなどを確認しています。</p> <p>主灰（一般廃棄物）を他者に委託して運搬・処理する場合においても、清掃一組は、適正に運搬・処理が行われていることを確認するなど、実施主体として、責任をもって管理していきます。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>4. ごみ量の予測について（P15～）</p> <p>ごみ量予測も、実態に合わせて5年ごとに改定されるとはいえ、オリンピックを全く考慮しないのは心配だ。東京都が「ごみの出ないオリンピックを目指す」と言っているが、その施策が全くみえてこない。実際にその間は人口の流動も大きいであろうし、結局はごみの増加に拍車がかかるのではないかと懸念される。「ごみの出ないオリンピック」となるように、清掃一組、23区も何らかの対応が必要なのではないか。</p> <p>また、23区の一般廃棄物処理基本計画に基づく施策も、ごみ減量効果も頭打ちというか、ごみ量は横ばい状態である。さらなるごみ減量は、よほど思い切った施策を打ち出さない限りは、ごみ発生原単位（g/人日）の維持も、現状のごみ量維持もたいへんなのではないかとおもう。</p> <p>5. 清掃工場の施設整備計画について（P18～）</p> <p>① 清掃工場の建て替えに関しては、当然のごとく同じ場所での建替えと決めつけるのではなく、事前に運営協議会等での協議をしてほしい。また、23区での共同処理を続ける限り、清掃工場のある区もない区もあるのだから、その都度、清掃工場立地区や周辺住民の思いを共有できるように、23区各区にもしっかりと迷惑負担の重みを受け止めてもらいたい。</p>	<p>4. ごみ量予測において、オリンピックを全く考慮しないのは心配、また、ごみの出ないオリンピックとなるように、清掃一組、23区も何らかの対応が必要ではないかとの御意見ですが、オリンピック・パラリンピックの事業運営については、東京都や（一財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が所管していますが、「ごみの出ないオリンピックを目指す」としていることから、ごみ発生量に関するデータは把握できませんでしたので、オリンピック・パラリンピック開催の影響については、ごみ量予測に反映はしていません。</p> <p>しかしながら、大規模な事業であることから、御意見のように特に事業系ごみの増加が懸念されますので、今後、東京都や23区と連携して清掃工場への事業系ごみ搬入量増加抑制について検討を進めていきます。</p> <p>5① 清掃工場の建替えに関して「同じ場所での建替えと決めつけるのではなく、事前に運営協議会等での協議をしてほしい」との御意見ですが、原案では、既存施設の建替えや延命化をすることにより、計画期間内については、安定したごみ処理が可能となりました。</p> <p>建替えに当たっては、23区内には新たな用地を確保することは極めて困難であることから、現有地での建替えとならざるを得ないと考えていますが、地域に配慮したより良い施設となるよう、周辺住民の方々の御理解を得ながら、建設計画策定段階から運営協議会等で説明していきます。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>② 今回の改定では、整備対象施設の焼却能力は現状と同じで、施設規模の見直しはできないとなっているが、施設周辺住民の協力があってこそ円滑な施設運営が可能だと思うので、建替え時に規模の縮小を望む施設があれば、早め早めに協議が可能な体制づくりを検討してほしい。</p> <p>③ 施設規模の極端なアンバランス解消は確実に実施してほしい。</p>	<p>5② 「建替え時に規模の縮小を望む施設があれば、早め早めに協議が可能な体制づくりを検討してほしい。」との御意見ですが、清掃工場の円滑な運営は、日頃から周辺住民の方々の御協力あってのものと考えています。建替えに当たっても、御理解を得られるよう、建設計画策定段階から運営協議会等で説明していきます。</p> <p>5③ 施設規模のアンバランス解消についての御意見ですが、原案P19に記載のとおり、原案では、多くの清掃工場が計画期間内に耐用年数を迎えることから、一部の清掃工場に延命化を導入することで、計画期間中のごみの安定した処理が可能となりましたが、施設規模の見直しはできませんでした。しかしながら、施設規模の極端なアンバランスの解消は、将来にわたる安定したごみ処理と大規模地震発生時のリスク分散の観点から重要な事項であり、御意見のとおり、大規模工場の延命化後の建替え時における規模縮小など、アンバランス解消に引き続き取り組んでいきます。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>④ 施設の安全性はなによりも重要だとも思う。そのための建替えだといわれても、すんなり受け入れがたくもあるが、長寿命化といわれても、それはそれでとても不安である。延命化工事で、ほんとうに40年も操業するのはとても心配である。環境省の「廃棄物処理施設長寿命化計画ガイドライン」に沿っての工事だとは思いますが、実際に、延命化で長期間操業している焼却工場の例なども調査してほしい。</p>	<p>5④ 延命化による40年の操業が心配との御意見ですが、清掃工場の定期点検補修を含む維持管理は、耐用年数である稼働25年から30年程度を安全、安定して稼働できるように計画的に行っています。延命化工事を実施する場合には、稼働25年頃に一定程度の工事期間を確保し、限られた定期点検補修期間では施工が困難な設備・機器の更新または一部更新を実施することで、突発的な故障を未然に防止し、安全で安定した40年稼働が可能となるような工事を進めていきます。</p> <p>廃棄物処理施設の長寿命化は、「廃棄物処理施設整備計画（平成20年3月25日閣議決定）」において掲げられましたので、これ以降に延命化工事を実施し40年稼働を達成している施設はまだないと考えられますが、平成24年度の一般廃棄物処理実態調査（環境省）では、40年以上の操業をしている全連続式の焼却工場は、小規模施設も含めて3施設あり、そのうちボイラ・タービン付の施設は1施設となっています。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>⑤ 参考期間について「平成 40 年代後半から 50 年代にかけて、延命化した工場が更新を迎える時期には、焼却能力・焼却余力が大きく低下する可能性があります。この時期にも安定したごみ処理を行うためには、施設運営面での焼却能力向上の取組に加え、今後のごみ量の推移を見ながら 2 3 区とともにごみ量削減について検討を進めていく必要があります。」とあるが、「焼却能力向上の取組」というのは焼却規模を大きくするという事なのか、また、「2 3 区とともにごみ量削減について検討を進めていく」というのもうなずけない。たとえ、5 年ごとの見直しとはいえ、先々、余力がなくなるのがわかっている、とりあえずは当面の計画のみ優先で、先のことは次の改定任せではごみの減量などの施策に即効薬はないのだから、いまから「2 3 区とともにごみ量削減について検討を進めていく」を実行すべきなのではないか。先々、焼却余力がなくなり、「焼却能力向上の取組」や「ごみ量削減について検討」が必要とわかっている、それらを先送りするのは納得がいかない。</p>	<p>5⑤ 参考期間について「先々、焼却余力がなくなり、「焼却能力向上の取組」や「ごみ量削減について検討」が必要とわかっている、それらを先送りするのは納得がいかない」との御意見ですが、原案 P21 の清掃工場の整備スケジュールにある参考期間は、計画期間の直後においても一定の処理能力が確保されているかを確認するため、計画期間終了後の一定期間（42 年度以降）のごみ処理の状況を、41 年度の予測ごみ量と、現状と同等の施設規模とする条件で試算したものです。その結果、計画期間外ではあるものの 20 年以上先には焼却能力、焼却余力が低下する可能性があることから、原案 P20 に「〈参考〉参考期間について」として記載したものです。</p> <p>参考期間は、今後の計画改定に伴い順次計画期間に入ってきますので、社会情勢や人口動態、ごみ量、処理技術の動向などを見ながら、平成 40 年代においても安定したごみ処理が可能となるよう、これらの課題については適切な時期に検討していきます。</p> <p>なお、「焼却能力向上の取組」については、施設運営面での取組を記載したものです。稼働中の清掃工場について焼却能力が低下する場合には、改善に向けた取組を確実に実施していくことであり、施設規模を大きくすることを記載したものではありません。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>⑥ 23区の清掃工場では、年間100万トンの紙類が焼却されている。事業系持ち込みごみの清掃工場への搬入は、「新聞」「雑誌」「段ボール」「シュレッダーくず」までが堂々と受け入れ品目になっている。せめて、資源化可能な「紙類」を「焼却」から「資源」に誘導可能な施策を検討してほしい。23区は、事業系ごみの資源化ルートの拡充を、清掃一組は資源化物の清掃工場での受け入れ規制を、いまから、協働、連携して取り組むべきなのではないか。今回の一般廃棄物処理基本計画改定を契機に、23区の事業系ごみの実態調査と減量施策の検討に取り組んでほしい。</p>	<p>5⑥ 清掃一組は資源化物の清掃工場での受け入れ規制に取り組むべきとの御意見ですが、事業系の紙類の資源回収については、事業者自らの責任で実施しており、各区の排出指導の強化などにより、大規模事業者の回収率はかなり高いものとなっています。また、中・小規模事業者については、大規模事業者よりも回収率は低いものの、徐々に向上しています。</p> <p>しかしながら、近年、持込ごみ量が増加傾向であることに加え、オリンピック・パラリンピック開催については事業系ごみの更なる増加が懸念されますので、清掃工場への事業系ごみ搬入量増加抑制について、今後、東京都、23区とともに検討を進めていきます。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>6. 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の施設整備計画について（P22）</p> <p>不燃ごみ処理残渣からの金属分除去（特に水銀）のための施設整備は、どの程度取り組みが進んでいるのか。水銀の確実な除去が可能になるまで、不燃ごみ処理残さ「その他ごみ」の全量焼却は実施しないでほしい。また、事業系持ち込みごみの廃プラスチック類（弁当がら等）の扱いは、どのように決着したのか。「その他ごみ」と「弁当がら」が焼却ごみとなったばあい、可燃ごみとして増える量は年間どの程度か。</p>	<p>6. 不燃ごみの処理に関して「水銀の確実な除去が可能になるまで、不燃ごみ処理残さ「その他ごみ」の全量焼却は実施しないでほしい。」との御意見ですが、水銀は製品に封入され、ごみとして排出されるため、これを選別除去することは技術的に極めて困難です。現在、家庭から排出される水銀含有製品の一部は不燃ごみとして、不燃ごみ処理センターへ搬入されています。そのため、破碎処理後の可燃性処理残さ（その他ごみ）に水銀混入の恐れがあることから、その他ごみの焼却処理は実施していません。その他ごみを安全に焼却するためには、可燃ごみと同様に排出側の対応が最も有効と考えていますが、「水銀に関する水俣条約」の発効や23区、東京都の取組状況を見ながら、水銀混入に対する安全性が確認できたものから順次、焼却を実施していくこととしています。</p> <p>なお、現在、不燃ごみの破碎処理残さからの金属等（鉄・アルミニウム）の資源回収率向上の施設整備を行っていますが、この整備は水銀の除去には対応していません。</p> <p>また、事業系不燃ごみの廃プラスチック類（弁当がら）の取扱いについては、現在、23区において、検討が進められていることから、その検討結果を踏まえて対応することとしています。平成25年度の弁当がらの搬入量は、約1万トン/年となっており、弁当がらを含むその他ごみを焼却した場合の処理量増分は、約3.5万トン/年と見込んでいます。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>7. 灰溶融処理施設の休止（P23）</p> <p>平成 28 年度以降、多摩川、葛飾を除く 5 施設を休止とする計画はとてもしよい決断だったと思う。今後、休止を予定している施設も、スラグの利用状況をみながらだけでなく、設備の不具合が多発するような場合等は、計画の前倒し、2 施設の存続も含めて見直しを検討してほしい。また、故障やトラブルの多い世田谷のガス化溶融炉も、なんらかの検証の必要性があるのではないか。</p>	<p>7. 灰溶融処理施設の休止についての御意見ですが、灰溶融処理については、東日本大震災の発生などにより、平成 24 年 9 月に費用便益比、最終処分場の延命化、電力需給ひっ迫対応等について評価・検討した結果、操業規模を 7 施設から 2 施設に縮小することとしました。</p> <p>休止する 5 施設については、改造工事等が必要なことから順次、計画的に休止していきます。稼働を継続する 2 施設については、引き続き、定期点検補修等で安全で安定した稼働を確保していきます。2 施設の存続も含めた灰溶融処理施設の整備については、原案 P23 に記載のとおり、今後のスラグの利用状況や最終処分量の推移を見ながら、改めて検討することとしています。</p> <p>世田谷清掃工場のガス化溶融炉については、平成 20 年度の本稼働後、故障等が比較的多くありましたが、設備改善や燃焼管理技術向上の取組などにより、平成 25 年度の件数は大幅に低下（平成 20 年度：20 件 平成 25 年度：5 件）し、年間稼働日数も上昇（平成 20 年度：255 日 平成 25 年度：275 日）しています。</p> <p>しかしながら、他の清掃工場と比較すると故障件数は多めとなっていますので、引き続き、更なる故障の低減と稼働率の向上に取り組んでいきます。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>8. 施設整備に伴う事業試算について（P24）</p> <p>計画期間中の施設整備費総額（試算）は2,144億円（年平均143億円）という気の遠くなるような試算であるが、循環型社会形成推進交付金制度を活用するとして、清掃工場の建て替え時は、すべての工場で高効率ごみ発電施設を目指すのか。また、長寿命化計画工事の交付金はどの程度見込んでいるのか。長寿命化計画も事業費の1/3の交付率となるのか。</p>	<p>8. 高効率ごみ発電と事業費試算についての御意見ですが、施設の建替えに当たっては、従来と同様に高効率なごみ発電施設を導入します。循環型社会形成推進交付金制度では、平成26年度から清掃工場を新設する事業はエネルギー回収型廃棄物処理施設とされ、エネルギー回収率や災害廃棄物処理体制の強化など、一定の要件を満たせば、平成30年度までの時限措置ではあるものの、交付率が1/2である交付対象事業となっています。</p> <p>清掃工場の長寿命化に対しては、一般廃棄物処理施設の延命化及び地球温暖化対策に資する基幹的設備の改良事業に対する支援として、平成22年度から循環型社会形成推進交付金の新たなメニューとして加わりました。このメニューの交付要件には、「基幹改良事業を通じて、処理施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出されるCO₂の量が一定以上削減されること。」がありますが、清掃一組施設の場合は省エネ対策が進んでいることや熱回収効率が高いことから、延命化工事に交付対象が含まれるか否かについては、より詳細に検討する必要があるため、施設整備に伴う事業費試算では、延命化工事については交付金を見込んでいません。また、長寿命化計画の策定のための支援事業も交付対象ですが、試算には含んでいません。</p> <p>しかしながら、延命化工事の実施に当たっては、対象清掃工場ごとに、延命化対策とともにCO₂削減についても検討し、できる限り交付金制度を活用していきます。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>9. 最終処分場の延命化（P25）</p> <p>「最終処分場の延命化のため、最終処分量の削減」は重要であるので、是非、目標達成のための施策を慎重かつ確実に実施してほしい。とはいえ、中間処理後の残渣を確実に削減したとしても、ごみ総量が増加すれば処分量も増えてしまう。本一般廃棄物処理基本計画の目標も「循環型ごみ処理システムの推進」ということであるが、そもそもの循環型社会形成推進法の定めるところの処理の優先順位、[1]発生抑制、[2]再使用、[3]再生利用、[4]熱回収、[5]適正処分を、大前提とした取り組みとしてほしい。23区からの家庭系ごみ、事業系ごみの受け入れ総量が、確実に減少する仕組み作りに清掃一組も連携して取り組んでほしい。</p>	<p>9. 最終処分量の削減目標達成のための施策を慎重かつ確実に実施してほしい、また、ごみの受入れ総量が確実に減少する仕組みづくりに取り組んでほしいとの御意見ですが、清掃一組では原案P25に記載のとおり、限りある最終処分場の延命化のため、中間処理を通した更なる減容化、資源・エネルギー回収のほか、主灰のセメント原料化に慎重かつ確実に取り組んでいきます。</p> <p>ごみの受入総量が確実に減少する仕組みづくりについて、現在使用している最終処分場のその後の処分場については、23区が確保することから、各区では、一般廃棄物処理基本計画において様々な施策と具体的な取組目標を立て、ごみの排出抑制・減量化に取り組むことにより、最終処分量の削減を進めています。</p> <p>なお、近年、持込ごみ量が増加傾向であることに加え、オリンピック・パラリンピック開催については事業系ごみの更なる増加が懸念されますので、清掃工場への事業系ごみ搬入量増加抑制について、清掃一組は今後、東京都、23区とともに検討を進めていきます。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>御意見 6</p> <p>ごみ減量化に向けた積極策が必要 （清掃工場立地周辺住民への理解と配慮が必要）</p> <p>これまで清掃工場は、煙突からの微小粒子状物質（PM2.5）や清掃車両の搬入からくる排気ガスも含め長期にわたって周辺住民の環境へ大きな負担を与えてきました。他に清掃工場立地を求めることが困難なら、少しでも環境負荷軽減につながる清掃工場のコンパクト化、リサイクルの推進も含めごみ減量化は、必須課題です。そして、持続可能な社会の実現と環境保全の視点から23区が一丸となってごみ減量化に向けた取り組みと同時にこの課題を社会化していく必要があります。</p>	<p>（清掃工場立地周辺住民への理解と配慮が必要）において、少しでも環境負荷軽減につながるごみ減量化は必須課題ですとの御意見については、23区では、各区と清掃一組が役割を分担して清掃事業を行っています。各区は、一般廃棄物処理基本計画において様々な施策や具体的な取組目標を立て、ごみの排出抑制・減量化に取り組んでいます。清掃一組では、それでも排出される廃棄物について中間処理過程での減容化、資源・エネルギー回収などに取り組んでいます。</p> <p>このように、ごみ減量に向けた23区の役割と中間処理に係る清掃一組の役割とを連携しながら、それぞれが責任を持って取り組むことにより、持続可能な社会が実現されるものと考えています。</p> <p>清掃工場が周辺住民の環境へ大きな負担を与えてきたとの御意見ですが、清掃工場の建設・運営に当たっては、清掃一組は最新の排ガス処理設備の導入や、排ガスの自己規制値の設定と遵守など、地域環境に配慮してきましたが、今後もできる限りの取組をしていきます。</p> <p>なお、清掃工場の煙突からの微小粒子状物質（PM2.5）については測定をしていませんが、「東京都微小粒子状物質検討会報告書（平成23年）」では、東京都の大気環境中PM2.5の発生源別寄与割合は、清掃工場や民間の工場を含む都内の大規模固定源については0.6%となっています。また、同報告書では、平成12年度に実施した調査結果と比較すると清掃工場については、1/10程度まで大きく低減しているとされています。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>（平成 32 年(2020 年)をピークに人口減社会へ突入）</p> <p>ところが今回の「一般廃雑処理基本計画(原案)(以後、「計画」と言う)は、清掃工場立地周辺住民へ配慮に欠けているだけでなく、根幹をなす将来のごみ量を過大に推計している疑義があります。平成 32 年(2020 年)をピークに人口減少社会へ突入します。あわせて、少子高齢化が進む中、生産年齢人口（15～64 歳）も減少に転じ、財政縮小に直結します。当然、ごみ量もこの人口減に応じて減っていきます。しかしながらこの計画は、ごみ量と処理量(ページ 16-17)がほとんど減らない推計値をもとにしたものとなっており、このことは、決定的な課題を突き付けます。</p> <p>（過大な施設は禍根を残す）</p> <p>ごみ量の過大推計値に基づく清掃工場は、焼却能力からも過大施設になり、初期建設コストも増大します。大きな施設は、その分メンテナンス費用がかさみ、後年度負担も大きくなります。</p> <p>今、全国的に社会資本の長寿命化と老朽化対策が大きな課題となっています。これから作られる施設は、長寿命化を念頭に建設されると思いますが、その分、老朽化対策で長期修繕計画など後年度負担があり、人口減少も考慮に入れた無理のない財政計画が必要です。</p>	<p>（平成 32 年(2020 年)をピークに人口減社会へ突入）において、将来のごみ量を過大に推計している疑義があるとの御意見については、23 区における人口予測は、東京都の「東京都の人口（推計）」によると、2014 年（平成 26 年）の推計値は 9,143,041 人であり、「東京都市区町村別人口の予測（平成 24 年 3 月）」ではその後も増加を続け、2020 年（平成 32 年）に 9,161,781 人とピークを迎えた後、徐々に減少し、2030 年（平成 42 年）は 9,054,897 人と予測しており、平成 26 年と平成 42 年とを比較すると約 1%減と、23 区における人口はあまり減少しない予測となっています。したがって、家庭ごみはわずかな減少に留まると予測しています。また、事業系ごみについては、経済成長は続くものの、ごみの発生抑制・排出抑制も進むことから、わずかに減少すると予測しています。</p> <p>このようなことから、原案におけるごみ量予測値は、わずかな減少に留まる結果となっています。</p> <p>（過大な施設は禍根を残す）との御意見ですが、前述のとおり、予測したごみ量を踏まえて策定した施設整備計画では、従前の建替えのみによる整備では、平成 30 年代中盤以降に建替工事が集中することに加え、他の清掃工場の老朽化の進行による年間稼働日数の減少もあって焼却能力が不足するため、一部の清掃工場に延命化を導入することとしました。</p> <p>その結果、計画期間の焼却能力が確保できましたので、原案において焼却能力が過大であるとは考えていません。</p> <p>なお、清掃工場の長寿命化については、ある時期に一定規模の大規模な投資をし、設備・機器を更新することで施設全体の建替え時期を延伸しようとするものです。施設建替えの周期が長期化されることからライフサイクルコストの低減が図られることとなり、長期的には財政負担も軽減することができるものです。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>（ごみ減量化に向けた積極策が必要）</p> <p>この計画にごみ減量化へ向けた積極策がありません。23区が一丸となつて、廃プラスチックのリサイクル化も含めごみ減量化に向けた対策が必要です。とりわけ、ごみ減量化とリサイクル推進を進める自治体の財政負担が多くなる実情があります。この仕組みを改め、例えば事業系の持ち込みも含め、各区の人口に応じた減量化とリサイクル推進に成果をあげた自治体へ何らかの財政優遇策が講じられるような財政誘導策の検討が必要です。</p> <p>今後、23区が一体となった事業系ごみと家庭ごみの減量化へ向けた取り組みを進めることは、清掃工場のコンパクト化のみならず、最終処分場の延命化にもつながります。したがってこの計画は、ごみ減量化へ向けた積極策も含め、子と孫の世代、未来に向けた持続可能な社会と環境保全に資するものにすべきです。</p>	<p>（ごみ減量化に向けた積極策が必要）において「この計画にごみ減量化に向けた積極策がありません。」また、「未来に向けた持続可能な社会と環境保全に資するものにするべきです。」との御意見については、前述のとおり、23区と清掃一組は役割を分担して清掃事業を行っています。</p> <p>各区では、一般廃棄物処理基本計画において様々な施策や取組目標を立て、ごみの排出抑制・減量化に取り組んでいます。清掃一組は、それでも排出される廃棄物の中間処理に関して、目標である循環型ごみ処理システムの推進に向けて、安定的で効率的処理を第一としながら、環境負荷の低減、地球温暖化防止対策の推進、最終処分場の延命化、災害対策の強化など、清掃一組の役割の中で可能な限りの取組を進めることとしています。</p> <p>このように、ごみの減量に向けた23区の役割と中間処理に係る清掃一組の役割とを連携しながら、それぞれが責任を持って取り組むことにより、持続可能な社会が実現されるものと考えます。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>御意見 7</p> <p>① 日本の人口は減少し、23区の人口も減少、ごみ量についても資源化の流れの中で減少傾向にあります。今後、ゴミの処分について、燃やすことではなく、資源化などを進めることで清掃工場の数を減らすことを基本に置いてほしい。</p>	<p>① 今後、ゴミの処分について、清掃工場の数を減らすことを基本に置いてほしいとの御意見ですが、日本全体の人口は近年、減少に推移していますが、東京都の「東京都区市町村別人口の予測（平成24年3月）」によると、23区における人口は2020年（平成32年）まで増加し、その後はわずかに減少するとなっています。したがって、家庭ごみはわずかに減少すると予測しています。事業系ごみについては、経済成長は続くものの、ごみの発生抑制・排出抑制も進むことからわずかに減少すると予測しました。</p> <p>このようなごみ量予測の結果を踏まえて策定した施設整備計画では、清掃工場の施設数（処理能力）を減らすことはできませんでした。しかし、今後、原案以上に大幅なごみ減量が達成され、長期にわたり焼却能力に余裕が生じる場合には、計画改定時に施設数についての検討も可能と考えています。</p> <p>ただし、23区の収集運搬の効率性などに十分配慮する必要があると考えています。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>② ごみ量予測については、算定の基準となる数字に疑問がもたれる、算定の根拠となるものをきちんと示してほしいし、人口減、循環型社会への変化なども考慮に入れてほしい。</p> <p>現行のゴミ予測量は多いのではないか。</p>	<p>② 「ごみ量予測について、算定の根拠となるものをきちんと示してほしい。」との御意見ですが、家庭ごみの算定で必要となる基礎数値のうち、一人当たりの発生量及び排出抑制量については、清掃一組が毎年実施している「ごみ排出原単位等実態調査」の調査結果に基づいたものです。また、人口については、東京都総務局による「東京都区市町村別人口の予測（平成24年3月）」の数値を使用しています。粗大ごみ発生量については、清掃一組が発行している「清掃事業年報」の数値を使用しています。</p> <p>事業系ごみの算定で必要となる事業系ごみ量（過去分）については「清掃事業年報」及び「ごみ排出原単位等実態調査」の調査結果を用いています。発生量の推計で必要となる経済成長率については、内閣府による「国民経済計算（GDP統計）」、東京都総務局による「都民経済年報」の数値を使用しています。大規模事業所による排出抑制量については、23区の「事業用大規模建築物における再利用計画書」、中・小規模事業所におけるごみ排出抑制量については、「ごみ排出原単位等実態調査」の調査結果によるものです。</p> <p>「ごみ予測量が多い」との御意見ですが、家庭ごみでは、人口は平成32年まで増加するものの、その後わずかに減少することから、ごみ量もわずかな減少で推移し、事業系ごみについては、経済成長は続くものの、ごみの発生抑制・排出抑制も進むことから、家庭ごみと同様にわずかに減少に推移すると予測しました。</p> <p>このようなことから、原案におけるごみ量予測値は、わずかな減少に留まる結果となっています。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>③ 余力についても、年末年始の期間が想定されているようだが、もう少し減らすことができるのではないか。</p>	<p>③ 余力はもう少し減らせるのではないかとの御意見ですが、必要となる焼却余力は、ごみ量の季節変動に対しても、確実にごみを処理するために必要となるもので、適切に設定しなければなりません。</p> <p>過去の月別季節変動を見てみますと、12月に多くのごみが排出される傾向が見られ、多くの年度で最大の月変動は12月になっています。</p> <p>過去10年程度の実績では、稀に大きな変動が発生する傾向が見られることから、実績と傾向を考慮し、原案では前計画と同様に平成20年度の実績である12%とし、これに基づき焼却能力を確保しています。</p>
<p>④ 清掃工場建て替えの場合は一番に延命化を考え、新しい一般廃棄物基本計画が策定される場合、まだ、建て替えに工事に入っていない場合は新しい基準に基づいて、再考も視野に入れてほしい。</p>	<p>④ 新しい一般廃棄物基本計画の策定に当たっては、建替工事に入っていない場合、再考も視野に入れてほしいとの御意見ですが、清掃一組の一般廃棄物処理基本計画は、清掃工場の建設に9年程度かかることから、計画期間を15年間としています。社会状況の変化に対応するため、概ね5年ごとに改定を行うこととなっています。改定時には、施設整備計画も同様に見直すこととなります。</p>
<p>⑤ 時代の変化の中で、計画期間の15年は予測が難しいのではないか。</p>	<p>⑤ 計画期間の15年は予測が難しいのではないかとの御意見ですが、御意見のとおり、ごみ量については、長期にわたる予測は困難なことから、社会状況の変化に対応するため、概ね5年ごとの見直しを行うこととしています。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>⑥ 基本的にゴミ減量や収集については区の責任ではあるが、一組としても基本計画をつくる以上、ごみ減量について区と協力して方向性を示すべきではないか。</p>	<p>⑥ 基本計画をつくる以上、ごみ減量について区と協力して方向性を示すべきとの御意見ですが、ごみ減量や収集・運搬については23区の役割になります。各区では、一般廃棄物処理基本計画において様々な施策と具体的な取組目標を立て、ごみの排出抑制・減量化に取り組んでいます。清掃一組では、それでも排出される廃棄物について中間処理過程での減容化、資源・エネルギー回収などに取り組んでいます。</p> <p>なお、近年、持込ごみ量が増加傾向であることに加え、オリンピック・パラリンピック開催については事業系ごみの更なる増加が懸念されますので、今後、東京都や23区と連携して清掃工場への事業系ごみ搬入量増加抑制について、検討を進めていきます。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>御意見 8</p> <p>(1) 「ごみの発生抑制」取組の強化をしてほしい。</p> <p>「一般廃棄物処理基本計画 原案の概要」の「1 計画改定の基本的考え方」はすべて出てきたごみについての考え方であり、「ごみになる物は作らない」考えを生産者側に徹底してほしい。</p> <p>① 容り法で始まったマークが各種の物に付くようになり資源化の分別がし易くなった。</p> <p>② 電気製品等の梱包が更に工夫された。(シュレッダーごみを梱包に使うなどもある)</p> <p>③ 景気上昇と同時にごみが増えるようでは昔と何も変わらないことになってしまう。</p>	<p>(1) 「「ごみになる物は作らない」考えを生産者側に徹底してほしい。」との御意見ですが、23区をはじめとする全国の自治体は毎年、(公社)全国都市清掃会議を通じて「リサイクル関連法の推進に関する要望」を国に提出しており、その中で、廃棄物の減量化、または適正処理などに関して、拡大生産者責任のもと事業者に一定の責任を持たせるような制度を検討し、更なる循環型社会の形成に努めることを要望しています。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>(2) 清掃工場建替え時には処理能力を低くし、ごみ減に即、対応出来るよう複数炉にしてほしい。</p> <p>① 江戸川区 300t×2 炉→250t×2 炉、北区 600t×1 炉→300t×2 炉など港区のように予備炉をもって炉の延命化をはかってほしい。</p> <p>② 港清掃工場の「1 炉予備炉」記載がない事が多くなった。</p>	<p>(2) 「清掃工場建替え時には処理能力を低くし、ごみ減に即、対応出来るよう複数炉にしてほしい。」との御意見ですが、原案でのごみ量予測では、実績等を踏まえて減少と予測しましたが、清掃工場の施設整備計画では、従前の建替えのみによる整備では、平成 30 年代中盤以降に建替工事が集中することに加え、他の清掃工場の老朽化の進行による年間稼働日数の減少もあって焼却能力が不足するため、一部の清掃工場に延命化を導入することとしました。</p> <p>その結果、計画期間中のごみの安定した処理が可能となりましたが、施設規模の見直しはできませんでした。</p> <p>施設規模の縮小については、今後、原案以上に大幅なごみ減量が達成され、長期にわたり焼却能力に余裕が生じる場合には、計画改定時に検討することも可能と考えています。</p> <p>複数炉の清掃工場であることは、定期点検補修時などにもある程度、ごみの搬入が継続できるなど、多くのメリットがあると考えていますが、複数炉の清掃工場の建設には同規模の 1 炉工場と比較し、大きな敷地面積や経費が必要となることから、現在の清掃一組施設には、やむを得ず 1 炉になっている清掃工場があります。</p> <p>予備炉については、各清掃工場において相互に補完できること、また多額の経費を要することから整備する考えはありません。</p> <p>なお、港清掃工場については、平成 24 年 2 月から練馬、杉並工場建替工事に伴い焼却能力を確保するため、地元の皆様の御理解を得ながら、2 炉稼働から 3 炉稼働としています。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>(3) 分別・資源化に、より一層の取組をしてほしい。</p> <p>新清掃工場の排ガスなどの処理能力は向上しているかもしれないが、化学物質も更に新たな物質が作られ、燃焼され、有害な物質が環境を汚染するかもしれない。可燃ごみを極力出さない努力を区民に徹底させてほしい。</p> <p>① 区によって分別方法が違うのは子どもの教育上、残念なこと。(港区でしっかり覚えた分別を大田区に越してプラが全部可燃ごみに)</p> <p>② 埋立地の延命化が最重要課題なら生ごみを始め、環境保護のための資源化だということを強く訴え、更なる分別をすすめ、可燃ごみを最少にする努力を区民に徹底してほしい。</p> <p>③ 子どもにごみの教育をもっとしてほしい。</p> <p>(4) 埋立地延命化の「主灰のセメント化」に不安。</p> <p>① 熔融化によるスラグ製造中止は大賛成（電気エネルギー大量消費と、資材として安全性に疑問有り）だがセメント化も、主灰の安全性が確実に保障されないと不安です。</p> <p>② ごみは目の届く範囲で処理する「自区内処理」の考え方が基本だと思う。黒いごみの袋から炭カル入りへ、そして現在のプラに、と区の「ごみの出し方」をきちんと守る区民が増えてきていると思う。子どもの教育に力を入れれば将来もっとより良い方法が出てきたときにも対応できると思う。</p>	<p>(3) 可燃ごみを極力出さない努力を区民に徹底させてほしいとの御意見ですが、各区では、一般廃棄物処理基本計画において様々な施策と具体的な取組目標を立て、ごみの排出抑制・減量化に取り組んでおり、区民や事業者の方々への普及・啓発活動についてもその一環として積極的に取り組んでいます。</p> <p>清掃一組においては、所管する施設内に小・中学校の社会科見学などに活用できるよう見学者説明室や説明設備を設置し、ごみの分別や資源化についての重要性を認識してもらう環境学習の場としています。</p> <p>なお、平成 25 年度の清掃工場等への小・中学校の見学者数は 75,975 人となっています。</p> <p>(4) 「主灰のセメント化が不安」との御意見ですが、主灰は、セメント原料である粘土の代替として、普通ポルトランドセメントとして製品化されます。主灰中のダイオキシン類は、セメント製造過程において高温で分解されます。重金属も、同様の製造過程で安定化されます。</p> <p>製品は J I S 規格を満たすことを確認したのち、建築資材として一般に流通しています。</p> <p>清掃一組では、主灰のセメント原料化について、受入れ先企業や地元自治体と協議しながら、平成 25 年度から実証確認を実施しています。実証確認では、セメント工場への運搬の安全性や、当組合の主灰がセメント工場で確実に資源化されることなどを確認しています。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>(5) その他、不安なこと。</p> <p>① 飛灰の処理、保管について</p> <p>② 持ち込みごみの中に有害な物質（水銀など）が入ってしまうこと。</p>	<p>(5) 飛灰については、関係法令を順守し、薬剤処理を行い、重金属類が安定化された飛灰処理汚泥とした後、適正に最終処分場に埋立処分しています。震災に伴って発生した放射能濃度が 8,000Bq/kg を超える飛灰処理汚泥については、東京都の管理する最終処分場に場所を定めて、国から処分方法が示されるまで一時保管しています。この飛灰処理汚泥については、一時保管場所における空間放射線量率を定期的に測定するなど、適正に管理しています。</p> <p>可燃ごみに混入される水銀含有ごみについては、搬入物検査の徹底や 23 区と連携した不適正搬入防止月間の設定などにより、搬入防止に取り組んでいます。また、水銀含有ごみの適正な排出指導の徹底について、引き続き 23 区に要請していきます。</p> <p>現在、国は「水銀に関する水俣条約」の早期発効を目指し、条約締結に向けた水銀対策の検討を進めています。水銀含有ごみの搬入防止については、国の検討結果を踏まえて、東京都や 23 区と連携して適切に対応していきます。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>御意見 9</p> <p>① 1 計画改定の基本的考え方について 「循環型ごみ処理システムの推進」にはごみの発生抑制が第一。そのためには、容器包装だけでなく、製品も廃棄するときに分別しやすいことが大切。企業に対して、廃棄するときに環境負荷のかからない、分別しやすい商品を作るような施策づくりを国へ提言することをお願いしたい。</p> <p>② 3 施策の体系について 最終処分場の延命化はとても重要。焼却ごみをできるだけ減らすことは地球温暖化防止にもなるため、生ごみを焼却しないメタンガス化の取り組みの検討をしてほしい。</p>	<p>① 「分別しやすい商品を作るような施策づくりを国へ提言することをお願いしたい。」との御意見ですが、23区をはじめとする全国の自治体は毎年、（公社）全国都市清掃会議を通じて「リサイクル関連法の推進に関する要望」を国に提出しており、その中で事業者に対し、2Rの一層の推進や、廃棄するときに環境負荷のかからない分別しやすい商品づくりに努めることを要望しています。</p> <p>② 「生ごみを焼却しないメタンガス化の取り組みの検討をしてほしい。」との御意見ですが、メタンガス化については、生ごみの分別回収や発酵残さの処理などの課題がありますが、原案P12に記載のとおり、今後展開する可能性のある技術については幅広く調査し、その動向の把握に努めていきます。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>③5 清掃工場の施設整備計画について</p> <p>4のごみ量予測では年々減少としているのに、焼却工場を建て替える時には焼却炉の能力が変わらないのはおかしい。現状 600 t なら 500 t へ、300 t なら 200 t などと減らしていくのが当然だと思う。安定稼働に必要な焼却余力の確保と云っては、焼却量は減らない。現に、港清掃工場では 3 炉あるうちの 1 炉は予備炉と住民と協定が結ばれていたが、他区の清掃工場の建て替えのための受け入れや災害廃棄物の受け入れなどで常時 3 炉稼働になっている。本当に焼却量を減らしたいのなら、焼却能力を減らすことを強く要望する。</p>	<p>③ 「ごみ量予測では年々減少としているのに、焼却工場を建て替える時には焼却炉の能力が変わらないのはおかしい。」との御意見ですが、原案でのごみ量予測では、実績等を踏まえて減少と予測しましたが、清掃工場の施設整備計画では、従前の建替えのみによる整備では、平成 30 年代中盤以降に建替工事が集中することに加え、他の清掃工場の老朽化の進行による年間稼働日数の減少もあって焼却能力が不足するため、一部の清掃工場に延命化を導入することとしました。</p> <p>その結果、計画期間中のごみの安定した処理が可能となりましたが、施設規模の見直しはできませんでした。</p> <p>施設規模の縮小については、今後、原案以上に大幅なごみ減量が達成され、長期にわたり焼却能力に余裕が生じる場合には、計画改定時に検討することも可能と考えています。</p> <p>焼却量を減らすための焼却能力の削減への御要望については、清掃一組の基本的な役割は、日々大量に排出される一般廃棄物を適正に処理することであると考えていますので、この役割を果たすために適切な焼却能力を確保することは重要であると考えています。</p> <p>なお、ごみ量実績の推移について、総ごみ量（区収集可燃・不燃・粗大、持込）は平成 12 年度の清掃事業移管時と比較して平成 25 年度は約 20% 減であるのに対し、可燃ごみ量は約 7% 減に留まっています。また、最近では総ごみ量の減少幅が年々小さくなり、可燃ごみ量は過去 3 年間同程度に推移しています。</p> <p>清掃工場の処理量については、当面、ごみ量予測値と同様に減少しますが、最終処分量削減の取組として、現在は埋立処分している不燃ごみ処理残さの可燃分の焼却などを見込んでいるため、この取組の進捗により、若干増加していきます。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>④ 7 灰溶融処理施設の休止は評価します。</p> <p>⑤ 8 最終処分場の延命化について 主灰のセメント原料化はまだ実験段階だと思う。受け入れてくれる企業も受け入れ量も未知数。セメント原料化だけに頼るのではなく、様々な削減策を講じる必要がある。そのためにもごみの焼却量を極力減らすリデュース、リユース、リサイクルのさらなる推進を区民や企業に訴えていくことが大切。</p>	<p>④ 灰溶融処理施設の休止についての御意見ですが、休止する5施設については、改造工事等が必要なことから順次、計画的に休止し、稼働を継続する2施設については、引き続き、定期点検補修等で安全で安定した稼働に努めていきます。</p> <p>⑤ 最終処分場の延命化について「主灰のセメント原料化はまだ実験段階だと思う。」また、「リデュース、リユース、リサイクルのさらなる推進が大切」との御意見ですが、主灰は、セメント原料である粘土の代替として、普通ポルトランドセメントとして製品化されます。製品はJIS規格を満たすことを確認したのち、建築資材として一般に流通しています。</p> <p>清掃一組では、主灰のセメント原料化について、受入れ先企業や地元自治体と協議しながら、平成25年度から実証確認を実施しています。実証確認では、セメント工場への運搬の安全性や、当組合の主灰がセメント工場で確実に資源化されることなどを確認しています。</p> <p>しかしながら、現在の民間施設の主灰の受入れ余力は限られています。そのため、民間施設や他自治体の動向を見ながら、段階的に拡大する計画としています。また、セメント原料化以外の資源化技術についても調査・検討していきます。</p> <p>廃棄物の処理に当たっては、御意見のとおり、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進が重要ですが、23区は、一般廃棄物処理基本計画において様々な施策や具体的な取組目標を立て、ごみの排出抑制・減量化など、最終処分場の延命化に取り組んでいます。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>御意見 10</p> <p>(1) 本編 5 のごみ量予測、27 年度・151 万トン（持ち込みごみ 128 万トン）から 41 年度・148 万トン（126 万トン）との予測は 15 年間でわずか 3 万トン（2 万トン）の減であり（清掃工場処理量は 27 年度 271 万トンから 41 年度 270 万トン）、2 3 区のごみ減量努力をまったく顧みない計画値であり容認できない。</p>	<p>(1) ごみ量予測は、2 3 区のごみ減量努力をまったく顧みない計画値であり容認できないとの御意見ですが、2 3 区のごみ量実績については、清掃事業移管時の平成 12 年度の約 350 万トンから、順調に減少しており、人口が増加している中で平成 25 年度は 282 万トンと約 20% 減となっています。一人当たりの排出量（資源含む）でも、平成 12 年度の 1,356g/人日から平成 25 年度は 1,016g/人日（平成 12 年度比 25.1% 減）となり、国の第三次循環型社会形成推進基本計画の目標である「平成 32 年度までに約 25% 削減」をすでに達成している状況です。</p> <p>清掃一組のごみ量予測は、特別区長会で定められた「長期的なごみ量推計の手法」の考え方に基づき行いますが、区の減量施策の推進や区民、事業者の取組によるごみ減量努力の結果が反映されたごみ量実績値を踏まえ、今後の人口動態、経済動向などを見ながら行っています。</p> <p>したがって、ごみ量予測については、2 3 区のごみ減量努力を十分反映させているものと考えています。</p> <p>ごみ量の予測結果ですが、家庭ごみでは、人口は平成 32 年度まで増加するもののその後わずかに減少する見込みであり、事業系ごみにおいては、経済成長は続くものの、ごみの発生抑制・排出抑制も進むことから、ごみの総量としてはわずかな減少に留まると予測しています。</p> <p>なお、清掃工場の処理量については、当面、ごみ量予測値と同様、減少しますが、最終処分量削減の取組として、現在は埋立処分している不燃ごみ処理残さの可燃分の焼却などを見込んでいるため、この取組の進捗により、若干増加していきます。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>(2) 以下資料編について。23区持ち込みごみ量推計における、GDPの伸び率25年度以降2%増の根拠を示してください。</p> <p>(3) 「東京都清掃局の時から長年にわたり蓄積された原単位調査のデータ」にもとずいてごみ量推計がされてきたが、現計画では計画値と実績の乖離が10万トン、前々計画値との間にも相当な実績値との乖離が生まれた理由を、お示してください。その際はどの数値と、どの計算式が誤っていたのか。またもし「誤差」の範囲ということであれば、どの範囲が信頼に足る「誤差」の範囲と言えるのか示して下さい。そしてこの乖離が施設整備計画に影響があったのか、無かったのか理由をそえてお答えください。</p>	<p>(2) GDPの伸び率の根拠は、「再生の10年」を通じて目指すマクロ経済の姿について〔経済財政運営と改革の基本方針 参考資料〕（平成25年6月13日 内閣府）」の実質GDP成長率になります。</p> <p>(3) ごみ量推計について計画と実績の乖離の理由を示してほしいとの御意見ですが、ごみ量は、家庭ごみと事業系ごみに分けて予測をしており、家庭ごみ、事業系ごみのごみ発生量及び排出抑制量を推計し、それぞれのごみ発生量から排出抑制量を差し引くことで算出されます。</p> <p>家庭ごみについては、ごみ排出原単位等実態調査データと人口動態のデータ等を用いて予測を行い、事業系ごみについては、事業活動に伴って変動することから、過去の事業系ごみ発生量の推定値と都内総生産、事業用大規模建築物における再利用計画書のデータ等を用いて予測を行っています。</p> <p>計画値と実績値に乖離が生じた主な理由としては、現行計画改定時の予測では平成25年度の人口は888万人でしたが、実績では906万人と2%増となっています。しかし、原単位は現行計画よりも若干減少していると考えられますので、家庭ごみについては、計画と実績の乖離は少なかったと推定しています。一方、事業系ごみは、現行計画改定時には経済成長率を低く見込んでいましたが、平成20年のリーマンショックなどを経て、更に低くなったことにより、実際の発生量が予測値よりも減少したと推定しており、計画と実績に大きな乖離が生じたものと考えています。前々計画についても、同様な理由で乖離が生じたものと考えています。</p> <p>この乖離については、ごみ量実績値が現行計画の予測値より10万トン低く推移しましたが、施設の老朽化の進行に伴い、計画稼働日数が10日</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見に対する考え方（案）

御意見（受付順）	当組合の考え方
<p>(4) 長寿命化計画について。ページ 53 の延命化想定条件 LCC A～Cへの振り分けを目黒工場にあてはめた場合、目黒工場はどの判定になるのか、教えてください。</p>	<p>程度減少し、年間焼却能力が低下したことから、施設整備計画には大きな影響はありませんでした。</p> <p>なお、事業系ごみの発生量については、従来、都内総生産が増加すると比例して増加するとしていましたが、今回の改定では、近年における資源生産性の向上による廃棄物の発生抑制効果を見込むことにより、予測精度を向上させました。</p> <p>(4) 清掃工場の施設整備計画では、従前の建替えのみによる整備では、平成 30 年代中盤以降に建替工事が集中することに加え、他の清掃工場の老朽化の進行による年間稼働日数の減少もあって焼却能力が不足するため、一部の清掃工場に延命化を導入することで計画期間の焼却能力の確保と財政負担の平準化を図りました。</p> <p>目黒清掃工場については、光が丘清掃工場に次いで最も古い清掃工場であり、23区の安定的なごみ処理の確保を考慮すると、現行計画に基づき平成 30 年代中盤までに着実に整備する必要がありますので、原案では延命化の評価はしていませんが、御意見を受けてLCCを算出したところ、延命化効果は建替えと同程度の評価Bとなりました。</p>